



第 8 3 号

長野 浩三
KCCN 理事
弁護士

特定商取引法・預託法の法定交付書面の電子化を進める法案に強く反対する

特定商取引法が定める全ての取引類型及び預託法に関し、交付が義務づけられた概要書面及び契約書面の電子化を認める法案が、2021年3月5日、国会に提出されました。

2021年1月14日に開催された内閣府消費者委員会本会議において、消費者庁は、「特定継続的役務提供に加え、訪問販売等の特定商取引法の各取引類型（通信販売を除く。）及び預託法において、消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする。」との法改正を行う方針を示していました。

しかし、上記法案は、以下の点で問題です。

1 特定商取引法が法定書面等の交付を義務付けた趣旨に反すること

(1) 特定商取引法は、不当な勧誘が行われやすい類型につき特別な消費者保護の規定を置いています。

特定商取引法が定める取引類型の中では、高齢者の判断力等の不足につけ込む悪質な手口も多く、事業者側に有利な形で消費者の意思形成が誘導され、消費者が望まない契約を締結させられるという被害が生じています。特定商取引法は、このように不当な勧誘が行われやすい類型につき特別な消費者保護のための規定を置いています。

(2) 書面交付義務の意義

特定商取引法が上記のような取引において、契約内容等を記載した書面の交付を義務づける趣旨は、契約締結前ないし締結直後に販売業者から消費者に書面を交付させ、消費者が気付いていない契約内容の不利な側面に気付く機会を与えるとともに、消費者が契約内容を冷静になって確認して考え直す機会を与え、さらには、その後も債務の履行状況について契約条項に照らして判断する手掛かりとする点にあります（契約内容の警告機能とクーリング・オフの告知機能、保存機能）。

(3) 書面の電子化の問題点

ア 警告機能の低下

仮に、このような契約書面及び概要書面が電子化された場合には、高齢者をはじめとする電磁的交付について不慣れな消費者にとって、契約内容を理解する機会を奪われるに等しく（消費者のなかには、電磁的画面にアクセスすることすら困難な者も存在します）、上記の書面による警告機能が失われるか、又は著しくその機能が減退するおそれがあります。

(次ページへつづく)

イ クーリング・オフの告知機能の低下

特定商取引法の定める書面の交付は、無理由かつ無条件の解除権が付与されていることを積極的に消費者に告知する機能を確保するためです。予備知識のない消費者でも、契約書面を開いて一覧すれば、赤字のクーリング・オフの記載を容易に発見できるようにしているのです。こうしたクーリング・オフの告知機能が電子化によって同様に確保することができるとは到底考えられません。

ウ 保存性の面での問題点

電子データは事後的に改訂・改変が容易であり、契約締結時の契約条項が改変されるおそれが強いといえます。PDF ファイルを送付し、消費者の側で独自に保存すれば契約内容を固定できますが、高齢者をはじめとする電磁的書面に不慣れな消費者にとってそのような作業は容易ではありません。

2 消費者が電子データの交付を納得ずくで承諾することはあり得ないこと

電子化が一旦許容されれば、一般の販売業者は経費負担の軽減の観点から、悪質業者は書面交付の警告機能の積極的な回避を狙って、書面の電子交付を積極的に推奨していくことが容易に想定できます。そうした実態が原則化していくことで、結局、消費者は書面交付義務の警告機能・クーリング・オフの告知機能の意義やその機能低下のリスクを自覚しないまま、電子交付を承諾することになってしまう結果となることは明らかです。

これらのことから、法定書面の電子化が法制度化されれば、消費者被害の予防・救済が著しく困難になる事態が生じることは明らかです。この法定書面の電子化は国会で絶対に修正されなければなりません。

KCCN では既にこの問題に関する意見書を提出しています。

<http://kccn.jp/20210122ikensho-tokushoho.pdf>

提出された法案に対する意見はこちら。

<http://kccn.jp/20210326ikensho-tokushoho.pdf>

是非みなさんもこの点に関心を寄せて、法制度化を阻止する運動にご参加下さい。

(2021年3月)